

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別の設備の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町民体育館条例施行規則 第6条		
<b>例規番号</b>	昭和54年教育委員会規則第1号		
<b>【基準】</b>			
第6条の規定による。 (特別設備使用等)			
第6条 前条第1項及び第3項の規定により体育館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第6条第2号の規定にかかわらず特別の設備をしようとするときは特別設備使用許可申請書(様式第3号)を前条第1項の使用許可申請書に添えて教育委員会に提出しなければならない。			
2 教育委員会は、前項の規定に基づく申請を適当と認めたときは特別設備使用許可書(様式第4号)により許可をするものとする。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日